

ご参加の
皆様へ

旅行条件〈抜粋〉

お申し込みの際には、必ず旅行条件書をお受け取りください。旅行条件は、パンフレットの内容、条件によるほか、別途お渡しするご旅行条件書、最終日程表並びに当社募集型企画旅行約款によります。

時間帯
の目安

4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	2	4
早朝	朝	午前	昼	午後	夕刻	夜	深夜					

① 募集型企画旅行契約 この旅行は、株式会社ツアーウェーブ(観光庁長官登録旅行業第1665号)が企画する旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。契約の内容・条件は、コースごとに記載されている条件のほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終旅行日程表および旅行約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

② 旅行のお申し込み 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入し、下記の申込金を添えてお申し込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料または送迎料のそれぞれの一部として取り扱います。但し、お申し込み時点でご満席等の理由により旅行契約の締結ができない場合、お客様が特に希望される場合はウェディングの取扱いとして申込金相当額の「預り金」を申し受ける場合がございます。

③ お申込金(お一人様)
●旅行代金が50万円以上……………100,000円以上旅行代金まで
●旅行代金が30万円以上50万円未満……………50,000円以上旅行代金まで
●旅行代金が15万円以上30万円未満……………30,000円以上旅行代金まで
●旅行代金が10万円以上15万円未満……………20,000円以上旅行代金まで
●旅行代金が10万円未満……………旅行代金の20%以上旅行代金まで

④ 旅行代金のお支払い 旅行代金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。

⑤ 旅行代金に含まれるもの 旅行日程に明示した●運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間および一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限ります。以下同様とします。))を含みます。●宿泊費、●食事代●旅行取扱料金および消費税等諸税サービス料●お一人様につきスーツケース等1個の受託手荷物運送代金。上記費用はお客さまのご都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

⑥ 旅行代金に含まれないもの 前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を明示いたします。●超過手荷物料金●クリーニング代、電報電話料、追加飲食代、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付その他個人的性質の諸費用それに伴う税・サービス料、●注釈のない限り日本国内の空港使用料、●旅行日程中の空港税あるいは空港使用料等

⑦ 旅行契約内容の変更 当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、官公署の命令など、当社の関与し得ない事由により、旅行契約の内容を変更することがあります。

⑧ 旅行代金の変更 当社は利用する運送機関の適用運賃・料金を、「④旅行条件の基準」に定める日以降に改定された場合は、旅行代金を変更することがあります。

⑨ 取消料(お一人様) お客様は次の取消料をお支払いいただくことで、いつでも旅行契約を解除できます。

契約解除の日	4/27～5/6、7/20～8/31、 12/20～1/7に開始する旅行	左記以外の日に 開始する旅行
旅行開始日の前日から起算して さかのぼって40日目に当たる日 以降31日目に当たる日まで	旅行代金の10% (10万円を上限)	無 料
旅行開始日の前日から起算して さかのぼって30日目に当たる日 以降15日目に当たる日まで	旅行代金が50万円以上……………100,000円 旅行代金が30万円以上50万円未満……………50,000円 旅行代金が15万円以上30万円未満……………30,000円 旅行代金が10万円以上15万円未満……………20,000円 旅行代金が10万円未満……………旅行代金の20%	
旅行開始日の前日から起算して さかのぼって14日目に当たる日 以降3日目に当たる日まで	旅行代金の20%	
旅行開始日の前々日～当日	旅行代金の50%	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%	

⑩ 特別補償 お客様が旅行中、生命、身体または荷物の上に被られた一定の損害については、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

⑪ 個人情報の取り扱いについて 当社および下記「お申し込み・お問い合わせ」欄記載の当社の旅行者業代理業者または受託旅行者業(以下「販売店」といいます)は、旅行申込みの際に

提出された申込書に記載された個人情報について、お客さまとの間の連絡のために利用させていただくほか、お客さまがお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびこれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲で利用させていただきます。このほか、当社および販売店では(1)会社および会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内(2)旅行参加後のご意見やご感想提供のお願い(3)アンケートのお願い(4)特典サービスの提供(5)統計資料の作成に、お客さまの個人情報を利用させていただくことがあります。

⑫ 空港税等について ●渡航先の国々(または地域)によっては、その国の法律などにより渡航者個人に対して空港税等(出入国税、空港施設使用料、税関審査料などの支払いが義務付けられています。●旅行代金には、空港税等は含まれておりません。空港税のうち、航空券発券時に徴収することを義務付けられているもの(2016年1月15日現在)については、お申し込みの販売店に旅行代金と合わせて日本円でお支払いください。●日本円換算額は、航空券発券時のIATA公示レート(BSR)を基準に算出され、当パンフレット記載の金額と異なる場合がございます。また、それ以降の為替変動による追加徴収、返金はいたしません。

空港税等の新設または税額が変更された場合、徴収額が変更になる場合があります。●各コースでは大人お1人分をご案内しております。

⑬ 燃油サーチャージについて 旅行代金に燃油サーチャージは含まれています。旅行契約成立後に、燃油サーチャージが増額または減額、廃止されても、増額分の追徴ならびに廃止を含む減額分の払い戻しはございません。※燃油サーチャージとは、燃油に関連する原価水準の異常な変動に対処するために、一定期間、一定の条件下に限って航空各社が国土交通省航空局に申請し許可を受ける、航空券料金には含まれない付加的な運賃であり、金額は利用航空会社、利用区間によって異なり、利用する旅行者全てに課せられます。

⑭ 旅行条件の基準 本旅行条件は、2016年3月1日を基準日として作成しております。また、旅行代金は、2016年3月1日現在有効なものととして公示されている航空運賃、適用規則を基準として算出しています。

その他の事項については当社旅行業約款、募集型企画旅行条件書によります。

総合旅行業務取扱管理者とは、お客さまの旅行を取り扱う店舗での取引の責任者です。このご旅行の契約に、担当者からの説明にご不明な点がございましたら遠慮なく下記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

■お申し込み・お問い合わせ(受託販売)

お客様の責任

当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他ツアー内容について理解するよう努めなければなりません。旅行開始後に、旅行条件と異なるものと認識したときは、速やかに当社、当社の現地連絡先にその旨を申し出なければなりません。

海外危険情報・衛生情報

■外務省海外危険情報は「海外安全ホームページ」(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)や外務省海外安全相談センター(TEL:03-5501-8162)などでご確認ください。
■渡航先の衛生状況は「厚生労働省検疫感染症ホームページ」(<http://www.forth.go.jp/>)でご確認いただけます。

旅行傷害保険加入のお勧め

病気、けがをした場合には多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金回収が困難な場合があります。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客さまご自身で充分な額の海外旅行傷害保険に加入されることをお勧めします。海外旅行傷害保険については、当社あるいは販売店の係員にお問い合わせください。



TOUR WAVE CO., LTD

株式会社 ツアー・ウェーブ 仙台営業所

旅行企画・実施

観光庁長官 登録旅行業 第1665号

〒980-0014 仙台市青葉区本町2丁目5番1号 オーク仙台ビルディング2F

ボンド保証会員
一般社団法人 日本旅行業協会 正会員旅行業公正取引
協議会 会員